

議案第2号

三郷市都市計画マスタープラン策定協議会の設置について【諮問】

# 三郷市都市計画マスタープランの策定方針及び策定体制

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成13年度を初年度とする三郷市都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進しているところです。

現行の都市計画マスタープランは、令和2年度に計画期間の終了を迎えます。このことから、新たなまちづくりに向けた都市計画マスタープランの策定にあたり、同時に策定する第5次総合計画や国・埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すものです。

また、都市計画を決定・変更する際や、個別の課題・地区について検討を行う際、まちづくりのルールの見直しを行う際の指針となるものです。

## 2. 都市計画マスタープラン策定の視点

都市計画マスタープランは、以下の視点に配慮し策定を進めていきます。

### ① 社会経済状況への対応

市民ニーズや人口減少、少子高齢化の進展など

### ② 都市的土地利用の整序・集約化

産業系の開発、再開発、将来道路網の構築、住宅施策など

### ③ 防災から減災への転換

都市の防災性の向上、復興まちづくりの事前の準備など

### ④ その他社会的な課題への対応

環境負荷の軽減、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成など

## 3. 計画の策定体制

### 1) 諮問機関

#### ① 三郷市都市計画審議会

学識経験者、市議会議員、公募の市民により構成する「都市計画審議会」は、都市計画法第77条の2に基づき設置され、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する機関です。

都市計画マスタープランの原案について意見聴取を行い、案が作成された段階で諮問し、答申を受け都市計画マスタープランを策定することとなります。

## 2) 市民参加

### ① 三郷市都市計画マスタープラン策定協議会

都市計画マスタープランの原案の作成段階において、市民等の意見を反映させるため、学識経験者、関係団体、市民等で構成された、策定協議会を設置します。

三郷市都市計画審議会には、審議会条例第7条に基づき、特別な事項を処理させるため、必要に応じ審議会に部会を設置することができます。

部会には、都市計画マスタープラン策定に際し、策定協議会の機能を持たせるものとし、所掌事項については、別途要領を定めるものとします。

### ② その他

その他の市民参加として、市民アンケート調査、地域別ワークショップ、パブリック・コメント手続きを実施します。

市民アンケート調査について、市民意識調査の結果を参考に、市民が期待する将来のまちづくりについて、より詳しい調査を実施します。

地域別ワークショップについて、地域別構想の作成にあたり、当該地域の実情や、住民の意見を反映するために市内を5地区に分けてワークショップを実施します。

パブリック・コメント手続きについて、市民から広く意見を求め、提出された意見や要望などに対して、本市の考え方を公表し、併せてマスタープランにも反映させていきます。

## 3) 庁内組織体制

計画策定は同時期に策定される総合計画と整合性を図ることから、総合計画の庁内組織体制を基本とし、都市計画マスタープランの内容に関わる各部課室から選出され、策定チームのメンバーは総合計画と同一としています。

### ① 策定委員会

部長級職員による策定委員会を開催し、都市計画マスタープラン策定協議会及び都市計画審議会の検討資料となる案を策定します。

### ② 策定チーム

都市計画マスタープランの内容に関わる各部においてチームを組織し、策定委員会の下部組織として案の作成を行います。作成した案は策定委員会での検討資料とします。

●チームリーダー

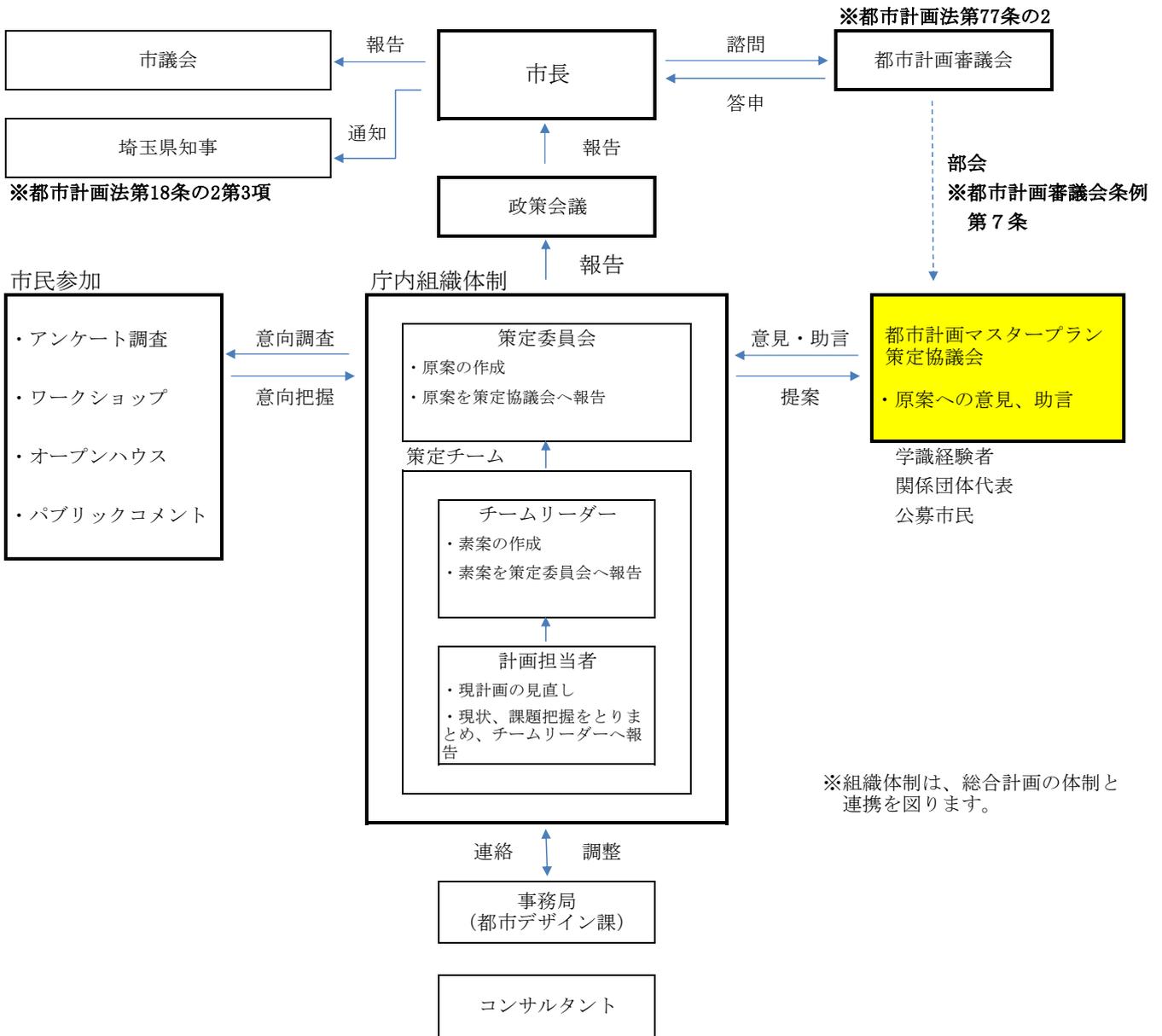
行政職給料表 5 級以上の職員とし、策定チーム内での案とりまとめ、またチームの調整を図ります。

●計画担当者

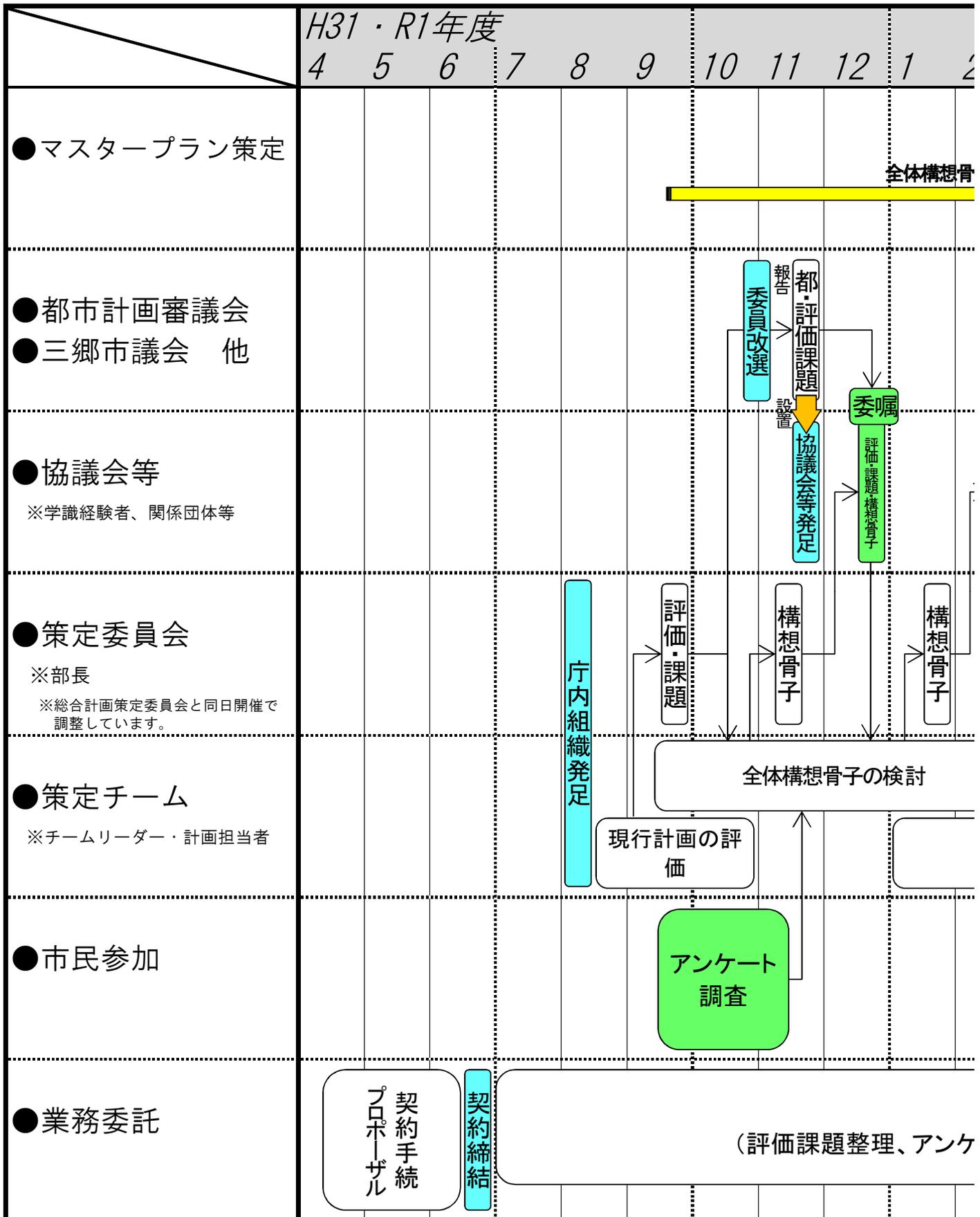
都市計画マスタープランの内容に関わる各課室より、行政職給料表 4 級以上の職員を各 1 名選出し、計画策定にあたり、必要な作業、調整を図ります。

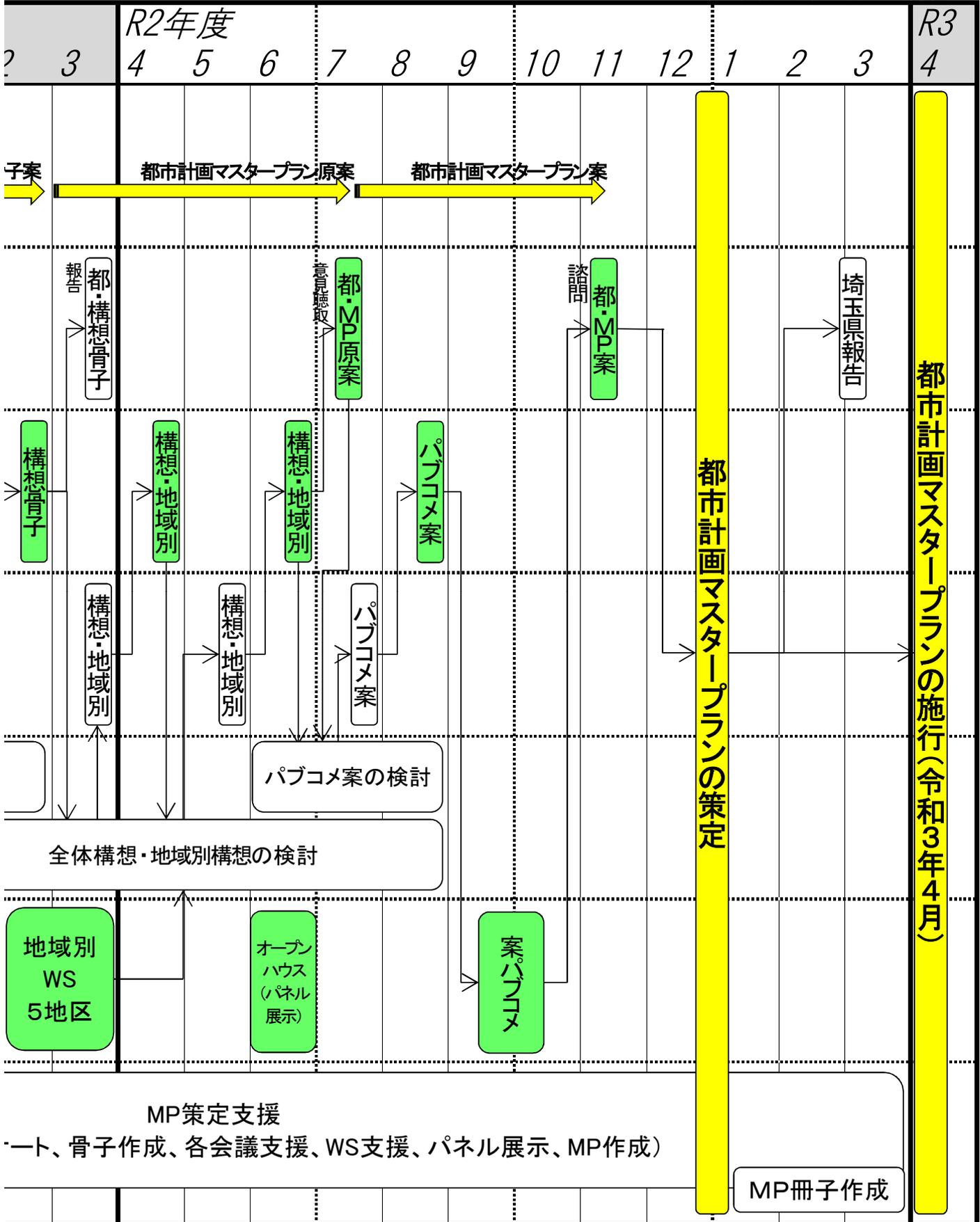
#### 4) 組織体制表

### 三郷市都市計画マスタープラン策定体制



# 三郷市都市計画マスタープラン（MP）策定スケジュール





○三郷市都市計画審議会条例

平成12年3月18日

条例第11号

改正 平成19年12月13日条例第36号

平成25年12月16日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、三郷市都市計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、三郷市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、会務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その権限に属する特別な事項を処理させるため、必要に応じ、部会を開くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を所掌する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(三郷市都市計画審議会条例の廃止)

2 三郷市都市計画審議会条例（昭和44年条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において旧条例第2条の規定により置かれている三郷市都市計画審議会は、この条例第2条の規定により置かれた三郷市都市計画審議会とみなす。

4 この条例の施行の日の前日において旧条例第3条第2項の規定により三郷市都市計画審議会の委員に委嘱されている者は、この条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第3条第2項の規定により委嘱された日から起算する。

附 則（平成19年12月13日条例第36号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○三郷市都市計画審議会部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三郷市都市計画審議会（以下「審議会」という）条例第7条に基づき設置する部会において、処理すべき事項とその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会が所掌する事務は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定に係るものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) マスタープランの原案へ意見・助言を行うこと。
- (2) その他審議会が必要と認める事項。

2 この部会は、三郷市都市計画マスタープラン策定協議会と称するものとする。

(組織)

第3条 部会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 前各3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、マスタープランの策定が完了する日までとする。ただし、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び部会長代理)

第4条 部会に部会長及び部会長代理を置く。部会長は、審議会会長が指名

するものとし、部会長代理は委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長代理は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月12日から施行する。

## 三郷市都市計画マスタープラン策定協議会 委員構成

区 分	構 成	定 数	備 考
三郷市都市計画審議会 部会運営要領 第3条第1項第1号 (学識経験を有する者)	都市計画審議会委員 (学識経験者) 政令第3条第1号 【産業、商業、工業、金融、農業、住宅、 まちづくり】	8名	
第3条第1項第2号 (市民を代表する者)	都市計画審議会委員 (公募の市民) 政令第3条第2号	2名	
第3条第1項第3号 (各種団体の代表者)	都市計画審議会専門委員 条例第4条第2号 【防災、子育て、福祉、まちづくり】	10名 以内	
第3条第1項第4号 (市長が必要と認める者)			

## 《関係法令抜粋》

## 【都市計画法】

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

## 【都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令】

第3条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

- 2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

## 【三郷市都市計画審議会条例】

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

第7条 審議会は、その権限に属する特別な事項を処理させるため、必要に応じ、部会を開くことができる。